

【新設】（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

42の12の5の2-1 措置法第42条の12の5の2第1項に規定する認定導入事業者が、その取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。

【解説】

- 1 青色申告法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第26条に規定する認定導入事業者であるものが、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備について本制度による特別償却又は法人税額の特例控除の適用を受けるためには、その認定特定高度情報通信技術活用設備を国内にある自己の事業の用に供することを要し、他の者に貸し付けるような場合には、その適用がないこととされている（措法42の12の5の2①）。
- 2 しかしながら、一口に貸付けといっても、その貸付けをするに至った事情や貸付けの態様には様々なものがあり、これを一律に本制度の適用対象外とすることについては、やや問題がある。特に、認定導入事業者が専属の下請業者に対してその製品の下請加工をさせるために貸与する認定特定高度情報通信技術活用設備などについては、その実態は、当該認定導入事業者が自ら事業の用に供しているものと見る余地がある。
- 3 そこで、本通達において、形式的には認定特定高度情報通信技術活用設備の貸与であっても、実質的に認定導入事業者自ら事業の用に供したと同視し得るとき、すなわち、認定導入事業者が、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該認定導入事業者の下請業者がその認定特定高度情報通信技術活用設備を専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供するときは、その認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものと取り扱うことを明らかにしている。
- 4 なお、この取扱いのほか、電気通信事業者が特定の利用者のためにいわゆるローカル5Gの無線局の設備を設置してする無線通信の提供は電気通信役務の提供に該当し、貸付けの用に供した場合には該当しないことに留意が必要である。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の15の6の2-1）を定めている。